

○新潟市障がい者施策審議会条例

平成18年12月21日

条例第81号

改正 平成22年3月23日条例第4号

平成24年3月16日条例第25号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、新潟市障がい者施策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例25・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(平24条例25・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例25・一部改正)

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平24条例25・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平24条例25・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平22条例4・平24条例25・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平24条例25・一部改正)

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号。以下「障害者基本法改正法」という。)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成24年5月21日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に障害者基本法改正法による改正前の障害者基本法(昭和45年法律第84号)第34条第1項の規定により置かれた新潟市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、障害者基本法改正法による改正後の障害者基本法第36条第1項の規定により置かれた新潟市障がい者施策審議会(以下「審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正後の

第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に協議会の会長である者は、施行日に、この条例による改正後の第4条第1項の規定により審議会の会長として定められたものとみなす。